

神通川国有林の地域別の森林計画書

(神通川森林計画区)

計 画 期 間

自 平成19年4月 1日

至 平成29年3月31日

中 部 森 林 管 理 局

この国有林の地域別の森林計画（計画期間：平成19年4月1日～平成29年3月31日10ヵ年計画）は、森林法第7条の2の規定に基づき、中部森林管理局長が全国森林計画に即してたてた、森林計画区別の国有林についての森林の整備及び保全の基本的事項に関する計画である。

（利用上の注意）

総数と内訳の計が一致しないのは、単位未満の四捨五入によるものである。

0は、単位未満のものである。

目 次

計画の大綱

1 自然的、社会経済的背景と森林計画区の位置付け	1
（1）位置及び面積	1
（2）自然的背景	1
（3）社会経済的背景	2
（4）森林計画区の位置付け	3
2 計画樹立に当たっての基本的考え方	4
（1）樹立方針	4
（2）林道及び治山施設の整備	5

計画事項

1 対象とする森林の区域	6
2 森林の整備及び保全に関する基本的な事項	6
（1）森林の有する機能別の森林の所在及び面積	6
（2）森林の整備及び保全の目標その他森林の整備及び保全に関する基本的な事項	7
ア 森林の整備及び保全の目標	7
イ 森林の整備及び保全の基本方針	7
ウ 計画期間において到達し、かつ、保持すべき森林資源の状態等	9
3 伐採立木材積その他森林の立木竹の伐採に関する事項	9
（1）森林の立木竹の伐採に関する基本的な事項	9
ア 立木の標準伐期齢	9
イ 立木の伐採（主伐）の標準的な方法	9
ウ その他必要な事項	11
（2）伐採立木材積	12
4 造林面積その他造林に関する事項	12
（1）造林に関する基本的な事項	12
ア 造林樹種	12
イ 造林の標準的な方法	12
ウ その他必要な事項	14
（2）人工造林及び天然更新別の造林面積	14
5 間伐立木材積その他間伐及び保育に関する事項	14
（1）間伐及び保育に関する基本的な事項	14
ア 間伐の標準的な方法	14
イ 保育の標準的な方法	15
（2）間伐立木材積	16
6 公益的機能別施業森林の整備に関する事項	17
（1）公益的機能別施業森林の区域	17
ア 「水土保持林」の区域	17

イ 「森林と人との共生林」の区域	17
ウ ア又はイのうち伐採方法その他の施業の方法を特定する必要のある森林の区域	17
(2) 公益的機能別施業森林区域内における施業の方法	17
ア 水土保全林の区域における施業の方法	17
イ 森林と人との共生林の区域における施業の方法	18
ウ ア又はイのうち伐採方法その他の施業の方法を特定する必要のある森林の区域における施業の方法	19
7 林道の開設その他林産物の搬出に関する事項	19
(1) 林道の開設及び改良に関する基本的な考え方	19
(2) 開設又は拡張すべき林道の種類別及び箇所別の数量等	20
(3) 更新を確保するため林産物の搬出方法を特定する森林の所在及びその搬出方法	20
8 森林施業の合理化に関する事項	20
(1) 林業に従事する者の養成及び確保	20
(2) 林業機械の導入の促進	20
(3) 作業道の整備	20
(4) 林産物の利用促進のための施設の整備	20
(5) その他必要な事項	21
9 森林の土地の保全に関する事項	21
(1) 樹根及び表土の保全その他森林の土地の保全に特に留意すべき森林の地区	21
(2) 森林の土地の保全のため林産物の搬出方法を特定する森林及びその搬出方法	21
(3) 土地の形質の変更に当たって留意すべき事項	21
(4) その他必要な事項	21
10 保安施設に関する事項	21
(1) 保安林として管理すべき森林の種類別面積等	21
(2) 保安施設地区として指定することを相当とする土地の所在及び面積等	22
(3) 実施すべき治山事業の数量	22
11 その他必要な事項	22
(1) 法令により施業について制限を受けている森林の施業方法	22
(2) 森林の保護及び管理	22

別表

別表1 森林の有する機能別の森林の所在及び面積	23
別表2 計画期間において到達し、かつ、保持すべき森林資源の状態等	25
別表3 伐採立木材積	26
別表4 人工造林及び天然更新別の造林面積	26
別表5 公益的機能別施業森林の区域	27
別表6 開設又は拡張すべき林道の種類別及び箇所別の数量等	29

別表 7	更新を確保するため林産物の搬出方法を特定する森林の所在及びその搬出方法	2 9
別表 8	樹根及び表土の保全その他森林の土地の保全に特に留意すべき森林の地区	3 0
別表 9	森林の土地の保全のため林産物の搬出方法を特定する森林及びその搬出方法	3 1
別表 1 0	保安林として管理すべき森林の種類別面積等	3 2
別表 1 1	保安施設地区として指定することを相当とする土地の所在及び面積等	3 2
別表 1 2	治山事業の数量	3 2
別表 1 3	法令により施業について制限を受けている森林の施業方法	3 3

計画の大綱

1 自然的、社会経済的背景と森林計画区の位置付け

(1) 位置及び面積

全国森林計画の神通・庄川広域流域に属する本計画区は、富山県を東西に分ける呉羽丘陵の東側に位置し、富山市他3市4町1村からなる区域である。その区域面積は約277千haで富山県全体の65%を占めている。本計画の対象とする国有林の面積は、96千haで、区域面積の35%を占めている。

計画区の東部は、新潟県の「上越森林計画区」及び長野県の「千曲川下流森林計画区」に、南部は岐阜県の「宮・庄川森林計画区」に、西部は「庄川森林計画区」に接し、北部は日本海に面している。

(2) 自然的背景

ア 気候

計画区全域が、冬期の季節風に起因する日本でも有数の多雪地帯で、日本海型気候の著しい特性を示しており、旧大山町では過去に7.5m(標高1,500m)の積雪量を記録している。平成17年の気象観測データによると、年最高気温は、36.9(泊)に対し最低気温は、-9.3(上市)、年平均気温は、11.4(上市)~14.2(富山、泊)、年降水量は、2,396mm(大山)~4,113mm(宇奈月)、最深積雪量は、54cm(泊)~72cm(魚津)となっている。

イ 地形

計画区の東部は、飛騨山脈の三俣連華岳(2,841m)から北に平行して走る3,000m級の立山及び後立山連峰が壮大な稜線を形成し、新潟県及び長野県との境をなしている。南部は標高1,500~1,800mの飛騨高原北縁山地があり、西部は富山県を二分している呉羽丘陵を境としている。これら三方に囲まれるように扇状地の発達した富山平野があり、北部は日本海に接して明確な地理的区画を形成している。

水系は、立山・後立山連峰を源とする黒部川、片貝川、早月川、常願寺川及び岐阜県の川上岳(1,626m)を源とする神通川があり、いずれも急流で日本海に注いでいる。

ウ 地質

東部の立山・後立山連峰には花崗岩類が、南部の飛騨高原北縁山地の東側には手取層群が、西部及び中部には飛騨変成岩類が分布している。また、山岳地帯につづく山麓部には八尾層群や洪積層が分布し、平野の大部分は沖積層となっている。

エ 土壌

土壌は、中山間地帯はほとんど褐色森林土であるが、標高1,000m以上の隆起準

平原面には湿性ポドゾル、狭長な尾根部には乾性ポドゾル等が分布している。このほか、立山連峰地域等には高山性岩屑土が現れ、丘陵地帯では第三系堆積岩や洪積統を母材とする赤黄色土系の未熟土が分布している。また、平野部には黒ボク土、灰色低地土及びグライ土等が混在している。

(3) 社会経済的背景

ア 交通

鉄道はJR北陸本線及び高山本線、富山地方鉄道が計画区を縦貫し、これに北陸自動車道、一般国道、主要地方道、広域農道等が密接に連絡して地域の産業経済活動の基盤となっている。

イ 土地の利用状況

森林が201千ha(計画区総面積の73%)、農地が32千ha(同11%)、その他が44千ha(同16%)となっている。

ウ 人口の動向

本計画区内の人口は640千人であり、富山県の総人口1,109千人の58%となっている。人口密度は231人/km²で、富山県全体の261人/km²と比較した場合、僅かに少ない。人口動態は地域全体を見ると平成13年に比べ1.8千人減少しているが、富山市、滑川市及び舟橋村では増加している。

神通川森林計画区の人口等

単位：人

区分	富山県全体(A)	神通川森林計画区(B)	比率 (B/A × 100)
人口総数	1,109,486	640,241	58%
人口密度	261人/km ²	231人/km ²	-

注 人口総数は、富山県統計調査課「富山県人口移動調査(平成18年6月1日現在)」による。

エ 産業の概要

本計画区における農業産出額は380億円(平成16年)となっており、富山県全体の51%を占めている。その内訳は、米297億円(78%)、野菜23億円(6%)、畜産その他が60億円(16%)となっている。農家数は23,859戸(平成12年)で富山県全体の61%を占めている。

工業製造品出荷額等は18,738億円(平成16年)となっており、富山県全体の53%を占めている。事業所数は32,811(平成16年)となっており、富山県全体の56%を占めている。

商品販売額は21,473億円(平成16年)となっており、富山県全体の65%、商店数は10,093店(平成16年)となっており、富山県全体の56%を占めている。

また、産業別の就業者数は、第一次産業が 13 千人（4 %）、第二次産業が 125 千人（37 %）、第三次産業が 202 千人（59 %）となっている。なお、第一次産業の内、林業就業者は 165 人で、全就業者数の 0.1 % に満たない。

地元産業は、豊富な水資源を利用した電源開発、製薬等の伝統的な地場産業及び漁業や水産加工に加えて電力を利用した工業等が盛んである。

観光面は、中部山岳国立公園、朝日及び有峰県立自然公園等の優れた観光資源を有しており、訪れる観光客も多い。

神通川森林計画区における就業者数

単位：人

区分		富山県全体(A)		神通川森林計画区(B)		比率 (B/A × 100)
就業者数		597,702	100%	341,004	100%	57%
産 業 別	第一次産業	23,515	4%	13,095	4%	56%
	第二次産業	229,675	38%	125,268	37%	55%
	第三次産業	343,204	57%	201,511	59%	59%

注 1 平成 12 年度「国勢調査報告」による。

2 就業者数には、分類不能の産業を含む。

(4) 森林計画区の位置付け

森林面積は、総面積の 73 % に当たる 201 千 ha で、県下の森林面積の 71 % を占め、その内訳は、国有林が 96 千 ha（48 %）、民有林が 105 千 ha（52 %）となっている。

国有林の資源内容は、人工林が 2 千 ha、天然林が 50 千 ha、その他高山帯などが 44 千 ha となっており、人工林率は 2 % と低く、そのほとんどがスギである。

人工林の齢級配置は、8 齢級から 12 齢級、15 齢級が多く、その面積は 1.5 千 ha と全体の 74 % を占めている。蓄積は、人工林で 401 千 m³、天然林では 5,899 千 m³ となっている。

また、国有林はほぼ全域が保安林及び自然公園（中部山岳国立公園、朝日県立自然公園、有峰県立自然公園等）に指定されており、国土の保全、水資源のかん養、自然環境の保全形成及び国民の保健休養の場の提供等公益的機能の発揮の上で重要な役割を果たしている。

2 計画樹立に当たっての基本的考え方

森林の有する多面的な機能の高度発揮に対する社会的要請に応えるため、重視すべき機能に応じた適切な森林の整備及び保全に努めるとともに、民有林と国有林が一体となって流域を単位として森林を整備及び保全する、いわゆる流域管理システムの確立を目指して、次の事項を推進することとする。

(1) 樹立方針

ア 森林の整備及び保全の基本的な考え方

森林の整備及び保全に当たっては、森林の有する多面的機能を総合的かつ高度に発揮させるため、重視すべき機能に応じた適正な森林施業の実施や森林の保全の確保により健全な森林資源の維持造成を推進することとする。

具体的には、森林の諸機能が発揮される場である「流域」を基本的な単位として、水源のかん養、山地災害の防止、生活環境の保全、保健文化又は木材等生産の各機能の高度発揮を図るため、併存する機能の発揮に配慮しつつ、重視すべき機能に応じた整備及び保全を行う観点から、森林を地域の特性、森林資源の状況並びに森林に関する自然的条件及び社会的要請を総合的に勘案の上、それぞれの森林が特に発揮することを期待されている機能に応じて、

水源かん養機能又は山地災害防止機能を重視する「水土保全林」

生活環境保全機能又は保健文化機能を重視する「森林と人との共生林」

木材等生産機能を重視する「資源の循環利用林」

に区分することとし、

育成単層林における保育・間伐の積極的な推進

広葉樹林化、針広混交林化を含め人為と天然力を適切に組み合わせた多様性に富む育成複層林の積極的な整備

天然生林の的確な保全・管理等に加え保安林制度の適切な運用

山地災害等の防止対策や森林病虫害、野生鳥獣被害等の防止対策の推進

等により、重視すべき機能に応じた多様な森林資源の整備及び保全を図ることとする。

イ 森林整備及び保全の推進方向

アに定める森林整備及び保全の基本的な考え方を実現していくため、「水土保全林」、「森林と人との共生林」、「資源の循環利用林」の3区分において森林の整備及び保全を推進し、それぞれ望ましい森林資源の姿に誘導するよう努めるものとする。

ウ 森林整備及び保全の重点事項

本計画区の国有林は、その多くが日本海に注ぐ黒部川、片貝川、早月川、常願寺川などの上流部である飛騨山脈山麓の急峻な地形に所在する天然林が多く、豊かな自然環境に恵まれたところが多い。

このため、本計画区の森林においては、天然林等の自然環境の保全、野生動植物の保護のための適正な森林管理、保安林の適切な配備及び治山事業の実施を通じた森林の適切な保全・管理、人工林においては除間伐の積極的な実施、機能類型に応じ育成複層林、針広混交林化、長伐期施業等を積極的に推進することとする。

(2) 林道及び治山施設の整備

ア 効率的な森林施業、森林の適正な管理経営を実施するための基盤である林道については、民有林林道との連携はもとより、農山村地域の振興にも資する林道の整備を計画的に推進することとして、拡張量を計画量として定めた。

イ 安全で豊かな国土基盤の形成、水源のかん養及び生活環境の保全を図るため、治山施設の着実な整備に努めることとして、治山事業量を計画量として定めた。

計画事項

1 対象とする森林の区域

市町村別面積

単位 面積：ha

区 分		面 積	備 考
総 数		95,871.98	
市町 村別 内訳	富 山 市	28,044.66	H17.4 大沢野町、大山町、八尾町、細入村、(富山市、婦中町、山田村)が合併
	魚 津 市	4,353.16	
	黒 部 市	26,834.49	H18.3 黒部市、宇奈月町が合併
	上 市 町	7,453.60	
	立 山 町	16,587.67	
	入 善 町	22.18	
	朝 日 町	12,576.22	

- 注1 計画の対象とする森林の区域は森林計画図において表示する区域内の国有林である。
 2 森林計画図の縦覧場所は中部森林管理局及び富山森林管理署とする。
 3 備考欄の()は、対象とする森林の区域に該当しない市町村。

2 森林の整備及び保全に関する基本的な事項

(1) 森林の有する機能別の森林の所在及び面積

森林の有する機能別の森林の所在及び面積については、別表1のとおり計画する。

(森林の有する機能)

ア 水源かん養機能

水資源を保持し湧水を緩和するとともに洪水流量等を調節する機能

イ 山地災害防止機能

自然現象等による土砂崩壊、土砂流出等山地の荒廃化を防止し、土地を保全する機能

ウ 生活環境保全機能

生活環境の悪化を防止し、快適な生活環境を保全・形成する機能

エ 保健文化機能

保健、文化及び教育活動に寄与する機能及び自然環境を保全・形成する等の機能

オ 木材等生産機能

木材等森林で生産される資源を培養する機能

(2) 森林の整備及び保全の目標その他森林の整備及び保全に関する基本的な事項

ア 森林の整備及び保全の目標

森林の有する機能ごとの森林の整備及び保全の目標を次のとおり計画する。

(ア) 水源かん養機能

下層植生とともに樹木の根が発達することにより、水を蓄えるすき間に富んだ浸透・保水能力の高い森林土壌を有する森林であって、必要に応じて浸透を促進する施設等が整備されている森林

(イ) 山地災害防止機能

下層植生が生育するための空間が確保され適度な光が射し込み、下層植生とともに樹木の根が深く広く発達し土壌を保持する能力に優れた森林であって、必要に応じて山地災害を防ぐ施設が整備されている森林

(ウ) 生活環境保全機能

大気の浄化、騒音や風を防ぐなど良好な生活環境を保全するために、樹高が高く枝葉が多く茂っているなど遮へい能力が高く、諸被害に対する抵抗性が高い森林及び汚染物質の吸着能力が高く、かつ、抵抗性があり、葉量の多い樹種によって構成されている森林

(エ) 保健文化機能

原生的な自然環境を構成し、学術的に貴重な動植物の生息、生育に適している森林、街並み、史跡、名勝等と一体となって潤いのある自然景観や歴史的風致を構成している森林又は身近な自然や自然とのふれあいの場として適切に管理され、多様な樹種等からなり、住民等に憩いと学びの場を提供している森林であって、必要に応じて保健・文化・教育的活動に適した施設が整備されている森林

(オ) 木材等生産機能

林木の生育に適した土壌を有し、木材として利用する上で良好な樹木により構成され、成長量が高く二酸化炭素の固定能力が高い成長量を有する森林であって、林道等の基盤施設が適切に整備されている森林

なお、森林の有する機能については、地形条件、気象条件及び森林の種類などにより発揮される効果は異なり、また、洪水や濁水を防ぐ役割については、人為的に制御できないため、期待される時に必ずしも常に効果が発揮されるものではないことに留意する必要がある。

イ 森林整備及び保全の基本方針

上記アに定める森林の有する機能別の望ましい森林の姿を実現していくための森林の区分ごとの森林整備及び保全の基本方針は次のとおりである。

(ア) 水土保持林

ダムが集水区域や主要な河川の上流に位置する水源地周辺の森林や地域の用水源として重要なため池、湧水地、溪流等の周辺に存する森林で、水源かん養機能の発揮を重視すべき森林

土砂の流出、土砂の崩壊の防備、その他災害の防備のための森林で山地災害防止機能の発揮を重視すべき森林

これらの森林を「水土保持林」に区分し、災害に強い国土基盤を形成し、又は良質な水の安定供給を確保する観点から、地形、地質等の条件を考慮した上で、水源かん養又は山地災害防止の機能の維持増進を特に図るための森林施業を推進することとともに、必要に応じて保安林の指定や山地災害を防ぐ施設の整備を推進することとする。

具体的には、樹根及び表土の保全に留意し、林木の旺盛な成長を促しつつ、下層植生の発達を確保するため、適切な保育・間伐等を促進するとともに、高齢級林分への誘導や伐採に伴う裸地面積の縮小及び分散を図ることとし、必要に応じて山地災害を防ぐ施設を整備することを基本とする。また、立地条件や国民のニーズ等に応じて天然力を活用した施業を積極的に取り組むこととする。

なお、ダム等の利水施設上流部や集落等に近接する山地災害の発生の危険性が高い地域等において、水源のかん養や土砂の流出防備等の機能が十分に発揮されるよう保安林の指定やその適切な管理を推進するとともに、渓岸の浸食防止や山脚の固定等に必要なる谷止や土留等の施設の設置を推進することを基本とする。

対象面積 おおむね 37.4 千 ha

(イ) 森林と人との共生林

国民の日常生活等に密接な関わりを持つ里山等の森林で、風や霧等の自然的要因の影響及び騒音や粉塵等人為的要因の影響を緩和し、気温や湿度を調整する等地域の快適な生活環境の保全に資する等生活環境保全機能の発揮を重視すべき森林

地域の生態系や生物多様性の保全に不可欠な森林、優れた自然景観等を形成する森林、国民の保健・文化・教育的利用に適した森林等の保健文化機能の発揮を重視すべき森林

これらの森林を「森林と人との共生林」に区分し、生物多様性の保全や森林とのふれあいを通じた森林と人との共生を図る観点から、生活環境保全又は保健文化機能の維持増進を特に図るための森林施業や森林の適切な保全を推進することとする。

具体的には、森林の構成を維持し、樹種の多様性を増進することを基本とし、それぞれの森林が求められている機能やあり方に応じ、保護及び適切な利用の組み合わせに留意して、適切な保育・間伐等や立地条件や国民のニーズに応じた広

葉樹の導入を図る施業を取り入れつつ、生活環境の保全、保健・風致の保全等のため保安林の指定やその適切な管理、野生動植物のための回廊の確保にも配慮した生態系として重要な森林の適切な保全等を推進することとする。

対象面積 おおむね 58.4 千 ha

(ウ) 資源の循環利用林

国民生活に不可欠であり、再生可能資源として重要性が高まりつつある木材等の林産物を、持続的、安定的かつ効率的に供給する観点から、木材等生産機能の発揮を重視する森林を「資源の循環利用林」に区分する。

本区分の森林については、木材需要の動向、地域の森林構成等を考慮のうえ、形質の良好な木材を安定的かつ効率的に生産するとともに、森林の健全性を確保し、木材需要に応じた樹種、径級の林木を生育させるための適切な造林、保育及び間伐の実施を推進することとする。この場合、施業の集団化や機械化を通じた効率的な整備を推進することを基本とする。

対象面積 18ha

ウ 計画期間において到達し、かつ、保持すべき森林資源の状態等

計画期間において到達し、かつ、保持すべき森林資源の状態等については、別表2のとおり定める。

3 伐採立木材積その他森林の立木竹の伐採に関する事項

(1) 森林の立木竹の伐採に関する基本的事項

ア 立木の標準伐期齢

立木の標準伐期齢は、主要樹種ごとに平均成長量が最大となる林齢を基準として、森林の有する公益的機能、既往の伐採齢及び森林の構成等を勘案し次のとおりとする。

単位 林齢：年

地区	樹				種			備考
	スギ	ヒノキ	マツ類	カラマツ	その他 針葉樹	ブナ	その他 広葉樹	
神通川	45	55	40	40	60	60	25	

イ 立木の伐採（主伐）の標準的な方法

森林施業を実施するに当たっては、2の(2)に定める「森林の整備及び保全の目標その他森林の整備及び保全に関する基本的な事項」によるほか、次に掲げる基準によるものとする。

なお、公益的機能別施業森林の立木の伐採の標準的な方法は、6の(2)に定める「公益的機能別施業森林区域内における施業の方法」によるものとする。

(ア) 育成単層林施業

育成単層林施業にあつては、気候、地形、土壌等自然的条件、林業技術体系等からみて、人工造林又はぼう芽更新により高い林地生産力が期待される森林及び森林の有する公益的機能の発揮の必要性から植栽を行うことが適当である森林について、以下の事項に留意のうえ実施することとする。

- a 主伐に当たっては、自然的条件及び公益的機能の確保についての必要性を踏まえ、1箇所当たりの伐採面積の規模、伐採箇所の分散に配慮することとする。
また、新生林分の保護、林地の保全、雪崩、落石等の防止、寒風害等の各種被害の防止及び風致の維持等のため必要がある場合には、所要の保護樹帯を設置することとする。
- b 主伐の時期については、多様な木材需要、高齢級の森林の急増、地域の森林構成等を踏まえ、多様化、長期化を図ることとし、生産目標等に応じた林齢で伐採することとする。樹種別、生産目標別の主伐の標準的な時期は、次表のとおりとする。

単位：年

生産目標等	スギ	備考
一般用材	65	

(イ) 育成複層林施業

育成複層林施業にあつては、気候、地形、土壌等の自然的条件、林業技術体系等からみて、人為と天然力の適切な組み合わせにより複数の樹冠層を構成する森林として成立し、森林の諸機能の維持増進が図られる森林について、以下の事項に留意のうえ実施することとする。

主伐に当たっては、複層状態の森林に確実に誘導する観点から、自然的条件を踏まえ、森林を構成している樹種、林分構造等を勘案して行うこととする。

また、立地条件、下木の生育条件等を踏まえ、帯状又は群状の伐採等の実施についても考慮することとする。

- a 複層伐又は漸伐による場合は、適切な伐採区域の形状、伐採面積の規模、伐採箇所の分散等に配慮すること。伐採率は、複層伐では相対照度 35 %以上となるようおおむね 60 %以内とし、漸伐では 50 %以内とする。
- b 択伐による場合は、森林生産力の増進が図られる適正な林分構造に誘導するよう適切な伐採率、繰り返し期間によること。

- c 天然更新を前提とする場合には、種子の結実や飛散状況、天然稚幼樹の生育状況、母樹の保存等に配慮すること。

(ウ) 天然生林施業

天然生林施業にあつては、気候、地形、土壌等の自然的条件、林業技術体系等からみて、主として天然力を活用することによりの確な更新及び森林の諸機能の維持増進が図られる森林について、以下の事項に留意のうえ実施することとする。

- a 主伐については、(イ)の主伐についての留意事項によることとする。
- b 国土保全、自然環境の保全、種の保全等のために禁伐その他の施業を行う必要のある森林については、その目的に応じて適切な施業を行うものとする。

(I) 保安林及び保安施設地区内における施業の方法

保安林及び保安施設地区内の森林並びに森林法施行規則（昭和26年農林省令第54号）第7条の2に規定されている森林については、保全対象又は受益対象を同じくする森林ごとに制限の目的の達成に必要な施業を行うとともに、森林生産力の維持増進が図られる施業方法によることとする。

ウ その他必要な事項

(ア) 主伐を見合わせるべき立木の樹種ごとの年齢

主伐を見合わせるべき立木の樹種ごとの年齢は、主要樹種ごとに連年成長量が最大となる林齢を基準として、森林生産力が著しく阻害されない林齢を勘案し、次のとおりとする。

単位 林齢：年

森林 計画区	樹 種				備 考
	スギ	ヒノキ	マツ類	カラマツ	
神通川	25	30	25	25	

注 ただし、次の森林は除く。

森林保健機能増進計画に記載されている森林保健施設の位置に存する森林

保安林、保安施設地区内の森林、森林法施行規則第7条の2各号に掲げる森林であつて伐採について禁止され、又は伐採の年齢につき制限をうけているもの

病害虫の被害を受けている等の理由により伐採を促進すべき林分として(イ)で定める森林

試験研究の目的に供している森林その他これに準ずる森林

(イ) 老齢林である等の理由により伐採を促進すべき林分
該当なし

(2) 伐採立木材積

伐採立木材積については、別表3のとおり計画する。

4 造林面積その他造林に関する事項

(1) 造林に関する基本的事項

ア 造林樹種

造林をすべき樹種は、適地適木を旨として、林地の気候、地形、土壌等の自然的条件、地域における経済的条件等を勘案し、選定することとする。

(ア) 人工造林をすべき樹種

人工造林における造林すべき樹種は、スギ、ヒノキ等の中から現地に適合した樹種を選定する。

(イ) 天然更新補助作業の対象樹種

天然更新補助作業の対象樹種は、高木性であり利用価値が高くなることが見込まれる次の有用天然木とする。

針葉樹 - 有用針葉樹

広葉樹 - ブナ、ナラ類、クリ、ホオノキ、トチノキ、サワグルミ、
ケヤキ、カンバ類、サクラ類、ミズメ、カツラ、センノキ、
シナノキ、キハダ、カエデ類、ミズキ、カシ・シイ類等

イ 造林の標準的な方法

(ア) 人工造林の植栽本数

人工造林の植栽本数は、スギ、ヒノキとも 2,500 ~ 3,000 本 / ha を基準とし、
複層林施業対象地は、スギ、ヒノキとも 1,500 ~ 2,000 本 / ha 程度とする。保安
林等において、別途定めのある場合はその定めによる。

(イ) その他の人工造林の標準的な植栽方法

a 地拵方法

地拵形態

地拵形態は、全刈筋置地拵を原則とする。

なお、植栽木が寒風害等の被害を受ける恐れがある箇所等については、筋
刈筋置地拵等を併用する。

また、形質のよい有用天然木を努めて保残するほか、崩壊地の周辺等で林
地の保全に留意する必要がある箇所については刈払いは行わない。

筋置きの方法

末木枝条及び刈払い物の筋置きの筋の方向については、保育作業等における作業効率を考慮して横筋（等高線方向）とする。

b 植栽時期

植栽時期は、苗木の活着率及びその後の成長等を考慮し、春植えとする。

c 植付方法

植える列は、保育作業等における作業効率を考慮して横列（等高線方向）とし、ヘクタール当たり植栽本数に見合う苗木間隔とする。

なお、苗木の取扱いについては、乾燥防止等に十分配慮し、苗木の衰弱防止に努める。

(ウ) 天然更新補助作業の標準的な方法

天然更新補助作業は、確実な更新を図るため、必要に応じて地表処理、刈出し、補助植え込み等を行うこととする。

a 地表処理

地表処理は、下層植生又は地床の堆積物等により種子の着床、発芽が阻害されている箇所について効率的に行うこととする。

下層植生がササ型の箇所については、林地除草剤を効果的に使用してササの抑制を図ることとし、下層植生がかん木型の箇所については、刈払機等により筋刈りを行う。

また、立木や下層植生の落枝、落葉等が堆積して腐植層が厚く、種子の発芽、定着が困難な箇所については、腐植層の掻きおこし・取り除き等の「地かき」を行うこととする。

地表処理を行う時期は、種子の豊作年を考慮するほか、努めて伐採前とする。

なお、母樹の保残状況が適切でなく、稚幼樹の発生が十分でない箇所については、必要に応じて「取り播き」を行うこととする。

b 刈出し

刈出しは、更新樹の生育に障害となっている植生を除去するため、植生の種類に応じて、林地除草剤の散布又は刈払機等による刈払いを行う。

刈出しに当たっては、実施時期を失しないよう十分留意し、林内の下層植物現存量容積密度等を考慮して行うこととする。

c 補助植え込み

補助植え込みは、母樹の保残状況及び立地条件等により、一定期間を経過しても稚幼樹の発生、生育が十分でなく更新状況が均一でない箇所について、補助植え込みを行うことにより更新完了が見込まれる場合に、山引き苗等を利用

して行う。植え込み本数は、天然生稚幼樹の有無及びその配置状況等を勘案して決定することとする。

ウ その他必要な事項

(ア) 伐採跡地の更新すべき期間

森林資源の積極的な造成を図り、林地の荒廃を防止するために必要な期間とし、人工造林の更新期間は、原則として2年以内とする。

(イ) その他

育成複層林施業導入面積

単位 面積：ha

区 分	面 積
総 数	585

(2) 人工造林及び天然更新別の造林面積

人工造林及び天然更新別の造林面積については、別表4のとおり計画する。

5 間伐立木材積その他間伐及び保育に関する事項

(1) 間伐及び保育に関する基本的事項

森林の立木の育成の促進並びに林分の健全化及び利用価値の向上を図ることを旨とし、既往の間伐の方法を勘案して、林木の競合状態等に応じた間伐の開始時期、繰り返し期間、間伐本数の算出方法及び間伐木の選定方法を次のとおりとする。

ア 間伐の標準的な方法

(ア) 間伐要否の判断は、基本的には密度管理図の収量比数によることとし、判断の基準はおおよそスギで0.70とする。

なお、当該林分の現況と収穫予想表との関連、林床植生の状態、枝の枯れ上がり程度及び形状比等についても考慮することとする。

(イ) 間伐の開始時期は、林分がうっ閉し、林木相互間の競合が生じたときとし、繰り返し期間は、おおむね10年以上とする。

主伐予定の時期までの期間が10年に満たないときは間伐を行わない。

(ウ) 間伐本数の算出に当たっての指標は、収穫予想表から誘導した基準本数表によることとし、間伐率は材積率でおおむね30%（法令等による制限がある場合は当該制限の範囲内）を目標とする。

(エ) 伐期に達した林分等で、以下のような林分については、高齢級間伐を検討する。

収穫予想表程度以上の蓄積を有するが、過去の間伐が必ずしも十分でなかったため過密傾向で、期待径級に達していない林木が相当程度含まれている林分
伐採順序から当分の間、主伐が行われない林分で、径級分布、林分密度、地位等から判断して間伐を実行すれば林分内容が向上すると考えられる林分

- (オ) 間伐の促進と間伐木の有効利用を図るため、個体間の生長、形質の差が小さい初回間伐は、高性能林業機械を活用した効率的な列状間伐を積極的に実施する。
- (カ) 沢沿の伐倒木等は下方へ流下しないよう適切に処理する等、山地災害防止に留意することとする。

イ 保育の標準的な方法

(ア) 下刈、つる切、除伐の標準的な方法

以下を標準とし、現地の実態に応じて適期適作業の実行により、林木の健全な生育を促進することとする。

a 保育実行標準表

保育の種類	樹種	実施年齢・回数																	
		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18
下刈	スギ																		
つる切	スギ																		
除伐	スギ																	←	→

(注) この標準表は、一般的な目安を示したものであり、実行に当たっては画一的に行うことなく、立地条件、植栽木の生育状況等現地の実態に即して効果的な作業時期、回数、方法等を十分検討の上適切に実行する。

b 保育適期標準表

作業種	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	備考
下刈			←———→										
つる切			←———→										
除伐	←———→												

- (注) 1 この標準表は、一般的な目安を示したものであり、実行に当たっては、現地の実態、立地条件等に即して行う。
 2 ———線は適期、———線は許容期間を示す。

c 作業方法

(a) 下刈

下刈方法は、全刈を原則とし、獣害等が予想される箇所については坪刈を併用して行う。

下刈終了の目安は、植栽木の大部分が周辺の植生高を脱し、植栽木の生育に支障がないと認められる時点とする。

(b) つる切

つる類は地際から切断する。

また、薬剤処理により枯殺又は再生を抑制する場合は、処理時期及び方法等を適正に選択し効果的に行う。

(c) 除伐

植栽木の生育を阻害する天然木及び形質不良な植栽木を伐採して、確実な成林を図るため適期に実施する。実施に当たっては、植栽木の生育状況を十分見きわめるとともに、自生してきた有用天然木の生育を図り混交林とするなど、現地の実態に応じて適切に実施する。また、急激な環境の変化による気象害等に十分留意する。

(2) 間伐立木材積

間伐立木材積については、別表3のとおり計画する。

6 公益的機能別施業森林の整備に関する事項

森林の公益的機能の維持増進を特に図るため、地形、地質、土壌等の自然的条件及び林道の整備状況等を勘案し、水源かん養機能、山地災害防止機能、生活環境保全機能、保健文化機能といった公益的機能が高い森林を公益的機能別施業森林とし、複層林施業等を積極的に推進する。

(1) 公益的機能別施業森林の区域

ア 「水土保持林」の区域

水土保持林の区域については、別表5(5-1)のとおり定める。

イ 「森林と人との共生林」の区域

森林と人との共生林の区域については、別表5(5-2)のとおり定める。

ウ ア又はイのうち伐採方法その他の施業の方法を特定する必要のある森林の区域

伐採方法その他の施業の方法を特定する必要のある森林の区域については、別表5(5-3)のとおり定める。

(2) 公益的機能別施業森林区域内における施業の方法

ア 水土保持林の区域における施業の方法

水源かん養機能又は山地災害防止機能の維持増進を特に図るため、伐採面積の縮小・分散及び伐期の長期化を図る。

具体的には、立地条件に応じて育成複層林施業を計画的に推進するほか、育成単層林施業にあつては、更新時に林床が裸地化する面積及び期間を縮小するため、森林の面的広がりやモザイク的配置に留意し、1箇所当たりの伐採面積の縮小、伐採箇所の分散及び伐採林齢の長期化を図ることとする。

また、林地の安定化を目的とした未立木地等への植栽や複層状態の森林への誘導に当たっては、必要に応じて広葉樹を植栽する等により、針広混交林化を積極的に推進する。

なお、天然力を活用することによって、的確な更新が図られると認められる林分については、育成複層林施業、天然生林施業によることとする。

(ア) 育成単層林施業の方法

a 間伐は、5(1)アに定める「間伐の標準的な方法」に従って実施する。

(イ) 育成複層林施業[漸伐実施タイプ]の方法

a 主伐の標準的な時期は、人工林においては80年、天然林においては180～200年とする。

- b 一箇所当たりの伐採面積は、おおむね 5ha 以下（法令等による伐採面積の上限が 5ha 未満の場合にあっては当該制限の範囲内）とする。
- c 伐採箇所は努めて分散させる。新生林分に接続して漸伐を行う場合は、その林分がおおむねうっ閉した後とする。
- d 伐採率は林分の状況に応じ、天然更新がより確実になるよう、また、伐採跡地が裸地化しないよう、残存させる中小径木の配置等を考慮して決定することとし、50 %以内で天然更新の難易度に応じて調整する。
- e 更新は、4（1）イに定める「造林の標準的な方法」に従って実施する。
- f 保育作業は、現地の実態を十分把握しながら必要に応じて実施する。

(ウ) 天然生林施業の方法

天然生林施業における伐採は、択伐によって確実な天然下種更新が期待できる林分を対象に行う。

- a 新生林分の保護等のために必要な保護樹帯の維持造成を目的とする林分
伐採は隣接林分の主伐又は間伐を行うときに針葉樹及び大径の広葉樹を中心に択伐を行うこととし、広葉樹を主体とする林分に仕立てる。
更新は原則として天然下種更新第2類とする。
- b 森林の公益的機能の確保のため林分構造の改良を図るべき箇所について成長の衰退した立木等を対象として択伐を行う。
更新は原則として天然下種更新第2類とする。

イ 森林と人との共生林の区域における施業の方法

生活環境保全機能又は保健文化機能の維持増進を特に図るため、森林の構成を維持し、樹種の多様性を増進する森林施業を推進する。

具体的には、自然環境の保全を最も重視すべき森林については、天然力の活用を基本とした天然生林施業を行うこととし、必要に応じ、植生の復元等を実施するほか、野生鳥獣との共存となる森林において、野生生物の生息地の減少及び分断を防ぐため、広域的な観点から森林の連続性に配慮した回廊状の森林の確保を図ることとする。

また、森林とのふれあいや自発的な森林づくり活動の場として利用される森林については、景観の向上に配慮した天然生林施業、郷土樹種を主体とする花木や広葉樹との混交も考慮に入れた育成複層林施業、人工林の有する景観美を維持するため

の育成単層林施業の推進等に努める。さらに、森林レクリエーション施設と一体となった快適な森林空間を創出する。

都市近郊や里山等地域住民の生活に密接な関わりを持つ森林については、択伐等による森林構成の維持を基本とした施業を継続的に実施するほか、樹種の選定や立木の密度等に配慮した保育、間伐等を積極的に行うこととする。

(ア) 自然環境の保全を最も重視すべき森林の施業

a 施業方法は、森林の現況を維持するため原則として天然生林施業とする。

ただし、現在育成複層林施業を行っている林分では当面この施業を継続する。

b 伐採その他森林の現状を変更する行為は、学術研究その他公益上の理由により必要と認められる場合、人工林において林分維持のため間伐を行う場合等特別な場合を除き行わない。

c 更新は原則として天然更新によるものとし、必要な場合は更新補助作業、保育を行う。

(イ) 森林とのふれあいや自発的な森林づくり活動の場として利用される森林の施業
個々の国有林野の利用形態、森林の現況等に応じた多様な森林を維持・造成するため、「自然公園法」等の法的制限、現実の林況、気候、地形、土壌等の自然的条件、林業技術体系等を踏まえ、想定される利用形態をも勘案して適切な施業方法を選択する。

a 天然林については、原則として天然生林施業とする。

b 伐採、更新、保育は、6(2)ア「水土保持林の区域における施業の方法」に準じて行う。

ウ ア又はイのうち伐採方法その他の施業の方法を特定する必要がある森林の区域における施業の方法

該当なし

7 林道の開設その他林産物の搬出に関する事項

(1) 林道の開設及び改良に関する基本的な考え方

林道の整備については、2(2)アに定める森林整備及び保全の目標の実現を図るため、林道網の骨格となる林道及び、森林施業の効率的な実施に必要な林道について

計画的な改良を促進することとする。

(2) 開設又は拡張すべき林道の種類別及び箇所別の数量等

開設又は拡張すべき林道の種類別及び箇所別の数量等については、別表 6 のとおり計画する。

(3) 更新を確保するため林産物の搬出方法を特定する森林の所在及びその搬出方法
該当なし

8 森林施業の合理化に関する事項

(1) 林業に従事する者の養成及び確保

国有林野事業の造林請負実行等に係る国有林登録事業体は、小規模な事業体が多く、また、現場従業員の年齢構成でも 60 歳以上が半数を占め高齢化の傾向にある。

このような状況の中、流域管理システムの確立を図る上で経営体質の強い林業事業体の育成が重要な課題であり、県が策定する「富山県森づくり条例」に定める森づくりを担う人材の育成等に関する施策への協力や、流域林業活性化協議会等への積極的な参画を通じ、民有林及び関係機関との連携を図りつつ、事業の安定的・計画的な発注に努めることとする。

また、森林施業の多様化に対応しうる事業実行体制の確立に向けた指導等により、林業事業体の育成・強化を図り、これを通じ、優れた林業労働者の確保・育成に努めることとする。

(2) 林業機械の導入の促進

この計画区においては、林業生産性の向上及び労働強度を軽減し、林業労働者の確保を図るため、高性能林業機械化促進基本方針等に定められている高性能林業機械作業システムの構築に向けた取組が重要である。

このため、高性能林業機械の効率的な使用及び高性能林業機械を活用した搬出システムを構築すること、オペレーターの養成、高性能機械による作業を考慮した路網整備等の取り組みに対し、積極的な協力を努めることとする。

(3) 作業道の整備

作業道の作設に当たっては、高性能林業機械等を用いた効率的な作業システムに対応し得るよう簡易で耐久性のある構造での整備に努めることとする。

民有林の作業道等の配置等を勘案し、民有林と国有林の連携を図り、効率的な森林施業の実施に努めることとする。

(4) 林産物の利用促進のための施設の整備

木材流通の現況、民有林における人工林資源の成熟化の進展等を踏まえ、関係者一体と

なった流通・加工体制の整備を推進するため、公共施設の木造化、内装材の木質化、土木事業への活用及び木質バイオマス利用等の取り組みに対し、積極的な協力を努めることとする。

(5) その他必要な事項

地域の林業技術の向上に寄与するため、試験地等における技術情報の発信に努めることとする。

9 森林の土地の保全に関する事項

(1) 樹根及び表土の保全その他森林の土地の保全に特に留意すべき森林の地区

樹根及び表土の保全その他森林の土地の保全に特に留意すべき森林の地区については、別表 8 のとおり定める。

(2) 森林の土地の保全のため林産物の搬出方法を特定する森林及びその搬出方法

森林の土地の保全のため林産物の搬出方法を特定する森林及びその搬出方法については、別表 9 のとおり定める。

(3) 土地の形質の変更に当たって留意すべき事項

土砂の切り取り、盛土等土地の形質の変更に当たっては、林地の保全に十分留意することとし、気象・地形・地質等の自然条件、地域における土地利用及び森林の現況、土地の形質変更の目的・内容等を総合的に勘案し、実施区域の選定を適切に行うこととする。

また、土砂の切り取り、盛土を行う場合には、法面勾配の安定を図り、必要に応じて法面保護のための緑化工・土留工等の防災施設、水の適切な処理のための排水施設の設置及び環境保全等のための森林の適正な配置等、適切な対策を講じることとする。

その他の土地の形質変更の場合には、その態様に応じて土砂の流出、崩壊等の防止に必要な施設を設ける等、適切な保全措置を講じることとする。

(4) その他必要な事項

異常気象に起因して流木等による災害の拡大を防止するため県との連絡調整を図り災害の防止に努めることとする。

10 保安施設に関する事項

(1) 保安林として管理すべき森林の種類別面積等

保安林として管理すべき森林の種類別面積等については、保安林として管理すべき森林の種類別の計画期末面積、計画期間内において、保安林の指定又は解除を相当とする森林の種類別の所在及び面積等並びに計画期間内において指定施業要件の整備を相当とする森林の面積を別表 10 のとおり定める。

- (2) 保安施設地区として指定することを相当とする土地の所在及び面積等
保安施設地区として指定することを相当とする土地の所在及び面積等については、別表11のとおり定める。
- (3) 実施すべき治山事業の数量
治山事業の数量については、別表12のとおり計画する。

11 その他必要な事項

- (1) 法令により施業について制限を受けている森林の施業方法
法令により施業について制限を受けている森林の施業方法については、別表13のとおり定める。
- (2) 森林の保護及び管理
 - ア 森林の保護及び管理の方針
森林の保護及び管理については各種被害に対する予防に重点を置き、各種被害の早期発見に努め、適確な防除対策を講じて健全な林分の育成に努める。
 - (ア) 森林病虫獣害については、予防と早期発見に努め、被害の種類に対応する防除措置を講ずることとする。
 - (イ) 気象害については、過去の被害発生状況、気象条件、地形等現地の実態に応じた適切な施業方法等を選択することにより、被害の未然防止に努めることとする。
 - (ウ) 本計画区においては、ブナ坂国有林をはじめとして、自然観察等野外レクリエーションの場として多くの利用者があることから、高山植物、樹木・土石等の盗採掘等防止のため、森林の巡視及び森林保護についての啓蒙普及に重点を置き、関係機関との密接な連携を図りながら未然防止に努めることとする。
 - イ 森林の巡視に関する事項
前記アの諸被害が発生する恐れがある地域については、過去の被害状況、利用者の動向、被害の発生時期、気象条件等を踏まえて森林の巡視を行い、諸被害の未然防止、早期発見等に努めることとする。
 - ウ 森林の保護及び管理のための施設に関する事項
森林の保護についての啓蒙普及を図るため、利用者数の動向、道路の整備状況及び過去の被害状況等を踏まえ、関係市町村と連携しつつ、保護標識等の適切な配置に努めるとともに、保護管理上必要な歩道等についても計画的な整備に努めることとする。

別表 1 森林の有する機能別の森林の所在及び面積

単位 面積：ha

区 分		森林の機能区分	森林の所在（林班）	面 積
総 数		木材等生産		1,088.88
		水源かん養		62,180.76
		山地災害防止		90,667.24
		生活環境保全		25.46
		保健文化		73,725.74
市 町 村 別 内 訳	富山市	木材等生産	201~208,214~216,219,222~223, 226~232,234,238 北野茂時外官造 1~3 城野己次郎外官造 1	660.38
		水源かん養	107~118,143~148,201~204, 206~216,219,222~223, 226,228,232,234,238 北野茂時外官造 2 城野己次郎外官造 1	18,127.84
		山地災害防止	107~118,143~154,201~205, 215~222,224~230,232~236,238 北野茂時外官造 1~3	23,391.59
		生活環境保全	222	2.86
		保健文化	107~118,143~149,222,237	17,182.72
		魚津市	木材等生産	60
	水源かん養		53,58	490.63
	山地災害防止		53~60	4,353.16
	保健文化		55~56,58~59	1,418.65
	黒部市	木材等生産	9 浦山財産区官造 1	7.54
		水源かん養	10~11,18~19,21~23,26~42,44~46, 48~50,52, 浦山財産区官造 1	18,526.18
		山地災害防止	8~11,18~19,21~52, 浦山財産区官造 1	26,598.05
保健文化		10~11,18~19,21~50	23,887.87	
上市町	木材等生産	東加積財産区官造 3 紫秀 - 外官造 1	116.00	
	水源かん養	128,130~131,135~136 東加積財産区官造 3 紫秀 - 外官造 1	1,224.37	

単位 面積：ha

区分	森林の機能区分	森林の所在（林班）	面積	
市	上市町	山地災害防止	125~136 紫秀 - 外官造 1	7,334.11
		生活環境保全	紫秀 - 外官造 1	22.60
	保健文化	127~135 紫秀 - 外官造 1	4,043.81	
町	立山町	木材等生産	138~139 長倉官行造林組合官造 1~2 芦峯寺生産森林組合官造 1 村上由尾官造 1~3	240.88
		水源かん養	101~106,119~124,137~142 長倉官行造林組合官造 1~2 芦峯寺生産森林組合官造 1 村上由尾官造 1~3	15,786.79
	山地災害防止	101~106,119~124,137~142 芦峯寺生産森林組合官造 1 村上由尾官造 1	16,392.77	
	保健文化	101~106,119~124,137~142 長倉官行造林組合官造 1	16,348.43	
内	入善町	木材等生産	舟見生産森林組合官造 1	15.79
		水源かん養	舟見生産森林組合官造 1	22.18
		山地災害防止	舟見生産森林組合官造 1	22.18
訳	朝日町	木材等生産	6,13,17 山崎生産森林組合官造 1	39.46
		水源かん養	1,4~6,11,13~22 山崎生産森林組合官造 1	8,002.77
		山地災害防止	1~7,11~22 山崎生産森林組合官造 1	12,575.38
		保健文化	2,4~7,11~22 山崎生産森林組合官造 1	10,844.26

注1 森林の機能区分とは、森林の有する諸機能を木材等生産機能、水源かん養機能、山地災害防止機能、生活環境保全機能、保健文化機能の5機能に包括区分したものであり、それぞれの機能については3段階の評価区分（H高、M中、L低）を行っている。

2 木材等生産機能は評価区分がH及びMの箇所を、それ以外の機能についてはHの箇所を記載している。なお、各機能は重複している場合がある。

別表2 計画期間において到達し、かつ、保持すべき森林資源の状態等

単位 面積：ha

区 分		現 況	計画期末	参 考 (現 況)		
				水 土	共 生	循 環
面 積	育成単層林	2,059	1,732	1,951	90	18
	育成複層林	631	1,216	631	0	0
	天然生林	49,444	49,150	26,260	23,184	0
森林蓄積 (m ³ / ha)		121	124			
林道整備率 (%)		40	40			

注1 育成単層林、育成複層林及び天然生林において実施される施業の内容については、以下のとおりである。

- (1) 育成単層林においては、森林を構成する林木の一定のまとまりを一度に全部伐採し、人為¹により単一の樹冠層を構成する森林として成立させ維持する施業（育成単層林施業）
- (2) 育成複層林においては、森林を構成する林木を択伐²等により部分的に伐採し、人為により複数の樹冠層³を構成する森林（施業の関係上一時的に単層林となる森林を含む）として成立させ維持する施業（育成複層林施業）
- (3) 天然生林においては、主として天然力を活用することにより成立させ維持する施業（天然生林施業）。この施業には、国土の保全、自然環境の保全、種の保存等のための禁伐等を含む。

2 参考（現況）については、平成18年3月31日現在の数値である。なお、「水土」は水土保持林、「共生」は森林と人との共生林、「循環」は資源の循環利用林を指す。

- ¹ 「人為」とは、植栽、更新補助（天然下種更新のための地表かきおこし、刈り払い等）、芽かき、下刈、除伐、間伐等の保育等の作業を総称したもの。
- ² 「択伐」とは、森林内の成熟木を数年～数十年ごとに計画的に繰り返し伐採（抜き伐り）すること。
- ³ 「複数の樹冠層」は、樹齢や樹種の違いから林木の高さが異なることにより生じるもの。

別表3 伐採立木材積

単位 材積：千 m³

区 分	総 数			主 伐			間 伐		
	総 数	針葉樹	広葉樹	総 数	針葉樹	広葉樹	総 数	針葉樹	広葉樹
総 数	(9)	(9)	(0)	(5)	(5)	(0)	(4)	(4)	(0)
	102	92	10	64	58	6	38	34	4

注 () は、公有林野等官行造林地で内書である。

別表4 人工造林及び天然更新別の造林面積

単位 面積：ha

区 分	人 工 造 林	天 然 更 新
総 数	3	637

別表5 公益的機能別施業森林の区域

5-1 「水土保全林」の区域

単位 面積：ha

区分	森林の区域（林小班）	面積
総数		37,433.41
市	富山市 149～154、201い～そ、つ、ね～ん 51、202い～ろ、は～な、203～221、222い～ち、ぬ～八、223～236、237い～は、へ～と、238、 北野茂時外官造1～3、城野己次郎外官造1	12,059.18
	魚津市 53～60	4,353.16
町	黒部市 8～11、24～25、26い～ろ、27い、43、44ろ～イ、47～49、50い、イ、51～52、 浦山財産区官造1	9,489.47
別	上市町 125～127、128い～は、129い～ろ、口、130い～に、口～二、131い、ろ、132、133い～に、口、134～136、 東加積財産区官造3、柴秀一外官造1	5,849.63
内	立山町 138い、へ～つ、139い～わ、ね、な、お、ま、け、 長倉官行造林組合官造1～2、 芦峯寺生産森林組合官造1、村上由尾官造1～3	846.83
訳	入善町 舟見生産森林組合官造1	22.18
	朝日町 1い～そ、ね、2～7、12い～る、か～た、そ～ら、 お、ま、 山崎生産森林組合官造1	4,812.96

注 全小班が該当している林班は、林班名のみ記載。

5-2 「森林と人との共生林」の区域

単位 面積：ha

区 分	森 林 の 区 域 (林 小 班)	面 積	
総 数		58,420.27	
市 町 村 別 内 訳	富山市	107 ~ 148、222 り、237 に、ほ、イ、口、	15,967.18
	黒部市	18 ~ 23、26 イ、口、27 イ、口、28 ~ 42、44 い、 45 ~ 46、50 ろ ~ へ	17,345.02
	上市町	128 イ、129 イ、130 イ、131 イ、133 イ	1,603.97
	立山町	101 ~ 137、138 ろ ~ ほ、ね ~ む、139 そ、つ、ら ~ の、 く、や、ふ、140 ~ 142	15,740.84
	朝日町	1 つ、11 い、12 わ、れ、む ~ の、く、や、13 ~ 22	7,763.26

注 全小班が該当している林班は、林班名のみ記載。

5-3 伐採方法その他の施業の方法を特定する必要のある森林の区域
該当なし。

別表6 開設又は拡張すべき林道の種類別及び箇所別の数量等

単位 延長：m

開設拡張別	種類	位置 (市町村)	路線名	箇所数	延長	備考
拡張	路盤工外	富山市	長棟	30	300	
			万波	10	100	
			向山	6	100	
			小又谷	6	60	
			大又谷	6	100	
			清水平	10	200	
			三本松割	4	40	
拡張計				72	900	

別表7 更新を確保するため林産物の搬出方法を特定する森林の所在及びその搬出方法
該当なし

別表8 樹根及び表土の保全その他森林の土地の保全に特に留意すべき森林の地区

単位 面積：ha

区分	森林の所在（林班）	面積	備考	
総数		95,699.90		
市	富山市	232 ~ 236、238	1,705.77	水源かん養保安林 土砂流出防備保安林
		107 ~ 118、143 ~ 152、201 ~ 203、 206 ~ 214、222 ~ 224、231、233 ~ 237	2,1785.82	水源かん養保安林
		153 ~ 154、201 ~ 205、215 ~ 222、 224 ~ 230、 北野茂時外官造 1 ~ 3	4,511.79	土砂流出防備保安林
		222	2.86	防風保安林
町		計	28,006.24	
	魚津市	54 ~ 57、60	1,680.66	水源かん養保安林 土砂流出防備保安林
		53 ~ 59	2,672.50	土砂流出防備保安林
	計	4,353.16		
別	黒部市	52	661.67	水源かん養保安林
		8 ~ 11、18 ~ 19、21 ~ 51、 浦山財産区官造 1	26,112.48	土砂流出防備保安林
		50	2.51	なだれ防止保安林
		30 ~ 33、35	44.87	砂防指定地・山災H
		30、35	12.96	山災H
		計	26,834.49	
内	上市町	136	902.24	水源かん養保安林 土砂流出防備保安林
		128 ~ 131、133、 東加積財産区官造 3、柴秀一外官造 1	2,394.80	水源かん養保安林
		125 ~ 136	4,068.40	土砂流出防備保安林
		計	7,365.44	

単位 面積：ha

区分	森林の所在（林班）	面積	備考
市 町 村	立山町	138 ~ 139, 長倉官行造林組合官造 1 ~ 2	1,133.77 水源かん養保安林
		101 ~ 106、119 ~ 124、137、140 ~ 142、 芦峯寺生産森林組合官造 1、 村上由尾官造 1	15,407.76 土砂流出防備保安林
		137	0.64 砂防指定地・山災H
		計	16,542.17
別 内	入善町	舟見生産森林組合官造 1	22.18 水源かん養保安林 土砂流出防備保安林
		計	22.18
訳	朝日町	6	391.32 水源かん養保安林
		1 ~ 7、11 ~ 22、 山崎生産森林組合官造 1	12,184.90 土砂流出防備保安林
		計	12,576.22

注 1 山災H欄は、保安林以外の林地保全森林における山災Hの箇所を計上している。

2 山災Hとは、山地災害防止機能の略称で機能が低いということである。

別表 9 森林の土地の保全のため林産物の搬出方法を特定する森林及びその搬出方法
該当なし

別表 1 0 保安林として管理すべき森林の種類別面積等

10-1 保安林として管理すべき森林の種類別の計画期末面積

単位 面積：ha

保安林の種類	面積	備考
総数（実面積）	95,183	
水源かん養のための保安林	30,545	
災害防備のための保安林	68,938	
保健、風致の保存等のための保安林	10,703	

注 保安林総数欄は、2以上の目的を達成するために指定される保安林があるため、水源かん養のための保安林等の内訳の合計に一致しないことがある。

10-2 計画期間内において、保安林の指定又は解除を相当とする森林の種類別の所在及び面積等

単位 面積：ha

指定・解除別	種類	森林の所在		面積	指定又は解除を必要とする理由
		市町村	区域（林班）		
解除	水源かん養	富山市	112	0	山小屋用地のため
		計			

10-3 計画期間内において指定施業要件の整備を相当とする森林の面積
該当なし

別表 1 1 保安施設地区として指定することを相当とする土地の所在及び面積等
該当なし

別表 1 2 治山事業の数量

単位 地区

森林の所在		治山事業施行地区数	主な工種	備考
市町村	区域（林班）			
富山市	201、202、203、204、215、227、228	7	渓間工 本数調整伐	
魚津市	54、55、56	3	渓間工	
黒部市	33、35、52	3	渓間工	
上市町	128、129、130、132、135	5	渓間工、山腹工	
立山町	138	1	山腹工	
朝日町	6	1	山腹工	
計		20		

別表 1 3 法令により施業について制限を受けている森林の施業方法

単位 面積：ha

種 類	森 林 の 所 在		面 積	施 業 方 法
	市町村	区域（林班）		
水源かん養保安林	富山市	152、201～203、206～214、 222～224、231、233～237	4,032.68	別 表 参 照
水源かん養保安林 国立公園特別保護地区		107～115、117～118	7,320.91	
水源かん養保安林 国立公園第一種特別地域		107～109、111～118	4,475.38	
水源かん養保安林 県立自然公園第一種特別地域		237	82.76	
水源かん養保安林 県立自然公園第二種特別地域		237	18.34	
水源かん養保安林 県立自然公園第三種特別地域		149	951.66	
水源かん養保安林 砂防指定地		150～152	571.88	
水源かん養保安林 砂防指定地 国立公園特別保護地区		143～148	1,279.91	
水源かん養保安林 砂防指定地 国立公園第一種特別地域		143～148	1,312.03	
水源かん養保安林 砂防指定地 県立自然公園第三種特別地域		149	245.54	
水源かん養保安林 鳥獣保護区特別保護地区 国立公園特別保護地区		108～109、112～114	1,244.54	
水源かん養保安林 特別史跡名勝天然記念物 国立公園特別保護地区		116～117	250.19	
水源かん養保安林 土砂流出防備保安林		232～236、238	1,705.77	
土砂流出防備保安林		153～154、201～205、 215～222、224～230、 北野茂時外官造1～3	4,508.76	

単位 面積：ha

種 類	森 林 の 所 在		面 積	施 業 方 法
	市町村	区 域 (林 班)		
土砂流出防備保安林 砂防指定地	富山市	229 ~ 230	1.57	別 表 参 照
土砂流出防備保安林 史跡名勝天然記念物		222	1.46	
防風保安林		222	2.86	
水源かん養保安林 土砂流出防備保安林	魚津市	54 ~ 57、60	1,680.66	
土砂流出防備保安林		53 ~ 58	1,253.85	
土砂流出防備保安林 国立公園第三種特別地域		55 ~ 56、58 ~ 59	1,418.65	
水源かん養保安林	黒部市	52	661.67	
土砂流出防備保安林		8 ~ 9、50 ~ 51、 浦山財産区官造 1	2,284.33	
土砂流出防備保安林 国立公園特別保護地区		29 ~ 30、35 ~ 39、42、44	2,251.90	
土砂流出防備保安林 国立公園第一種特別地域		19、22 ~ 23、26 ~ 29、45 ~ 46	3,967.80	
土砂流出防備保安林 国立公園第二種特別地域		26 ~ 27、30、32 ~ 35、43 ~ 44、 47 ~ 49	6,567.28	
土砂流出防備保安林 国立公園第三種特別地域		10 ~ 11、24 ~ 25	1,687.13	
土砂流出防備保安林 県立自然公園第一種特別地域		18	5.81	
土砂流出防備保安林 砂防指定地 国立公園第一種特別地域		28	18.93	
土砂流出防備保安林 砂防指定地 国立公園第二種特別地域		30、32、43 ~ 44	98.31	
土砂流出防備保安林 砂防指定地 国立公園第三種特別地域		10 ~ 11、24	103.81	

単位 面積：ha

種 類	森 林 の 所 在		面 積	施 業 方 法
	市町村	区 域 (林 班)		
土砂流出防備保安林 鳥獣保護区特別保護地区 国立公園特別保護地区	黒部市	40 ~ 42	1,638.15	別 表 参 照
土砂流出防備保安林 鳥獣保護区特別保護地区 国立公園第二種特別地域		42	557.77	
土砂流出防備保安林 特別史跡名勝天然記念物 国立公園特別保護地区		21 ~ 23、26 ~ 27、29、31、 33 ~ 34、36 ~ 39	4,337.02	
土砂流出防備保安林 特別史跡名勝天然記念物 国立公園第一種特別地域		22 ~ 23	482.37	
土砂流出防備保安林 特別史跡名勝天然記念物 国立公園第二種特別地域		31、33 ~ 34	2,064.62	
土砂流出防備保安林 砂防指定地 鳥獣保護区特別保護地区 国立公園第二種特別地域		42	34.37	
土砂流出防備保安林 鳥獣保護区特別保護地区 特別史跡名勝天然記念物 国立公園特別保護地区		41	12.88	
なだれ防止保安林		50	0.62	
なだれ防止保安林 県自然環境保全地域特別地区		50	1.89	
国立公園特別保護地区		30、35	10.13	
国立公園第二種特別地域		35	2.83	
砂防指定地 国立公園特別保護地区		30、35	14.53	
砂防指定地 国立公園第二種特別地域		30、32 ~ 33、35	30.34	

単位 面積：ha

種 類	森 林 の 所 在		面 積	施 業 方 法
	市町村	区 域 (林 班)		
水源かん養保安林	上市町	130 東加積財産区官造 3、 柴秀一外官造 1	129.93	別 表 参 照
水源かん養保安林 国立公園特別保護地区		128 ~ 131	1,303.85	
水源かん養保安林 国立公園第一種特別地域		133	300.12	
水源かん養保安林 国立公園第二種特別地域		128 ~ 131	660.90	
水源かん養保安林 土砂流出防備保安林		136	902.24	
土砂流出防備保安林		125 ~ 130、132 ~ 133、135 ~ 136	2,400.22	
土砂流出防備保安林 国立公園第二種特別地域		131、133	232.64	
土砂流出防備保安林 国立公園第三種特別地域		127 ~ 128、132 ~ 135	1,435.54	
水源かん養保安林		立山町	長倉官行造林組合官造 1 ~ 2	
水源かん養保安林 砂防指定地 国立公園第一種特別地域	138 ~ 139		120.76	
水源かん養保安林 砂防指定地 国立公園第二種特別地域	138 ~ 139		690.40	
水源かん養保安林 砂防指定地 国立公園第三種特別地域	139		1.41	
水源かん養保安林 砂防指定地 鳥獣保護区特別保護地区 国立公園第一種特別地域	138		43.62	
水源かん養保安林 砂防指定地 特別母樹林 国立公園第二種特別地域	139		82.72	

単位 面積：ha

種 類	森 林 の 所 在		面 積	施 業 方 法
	市町村	区 域 (林 班)		
水源かん養保安林 砂防指定地 鳥獣保護区特別保護地区 史跡名勝天然記念物 国立公園特別保護地区	立山町	138	33.63	別 表 参 照
水源かん養保安林 砂防指定地 鳥獣保護区特別保護地区 史跡名勝天然記念物 国立公園第一種特別地域		138	11.83	
土砂流出防備保安林		芦峯寺生産森林組合官造 1、 村上由尾官造 1	54.65	
土砂流出防備保安林 特別史跡名勝天然記念物 国立公園特別保護地区		101 ~ 102	2,284.34	
土砂流出防備保安林 鳥獣保護区特別保護地区 特別史跡名勝天然記念物 国立公園特別保護地区		123 ~ 124	2,183.83	
土砂流出防備保安林 鳥獣保護区特別保護地区 特別史跡名勝天然記念物 国立公園第二種特別地域		123 ~ 124	87.29	
土砂流出防備保安林 保健保安林 国立公園特別保護地区		105 ~ 106	672.86	
土砂流出防備保安林 保健保安林 国立公園第一種特別地域		106	232.95	
土砂流出防備保安林 保健保安林 国立公園第二種特別地域		105	641.50	
土砂流出防備保安林 保健保安林 砂防指定地 国立公園第二種特別地域		137	4.14	

単位 面積：ha

種 類	森 林 の 所 在		面 積	施 業 方 法
	市町村	区 域 (林 班)		
土砂流出防備保安林 保健保安林 鳥獣保護区特別保護地区 国立公園特別保護地区	立山町	120 ~ 121	619.44	別 表 参 照
土砂流出防備保安林 保健保安林 鳥獣保護区特別保護地区 国立公園第二種特別地域		120 ~ 121	611.43	
土砂流出防備保安林 保健保安林 特別史跡名勝天然記念物 国立公園特別保護地区		103 ~ 104	1,202.38	
土砂流出防備保安林 保健保安林 特別史跡名勝天然記念物 国立公園第二種特別地域		104	207.54	
土砂流出防備保安林 保健保安林 砂防指定地 鳥獣保護区特別保護地区 国立公園特別保護地区		119、137、142	1,822.93	
土砂流出防備保安林 保健保安林 砂防指定地 鳥獣保護区特別保護地区 国立公園第一種特別地域		137、140 ~ 141	1,592.12	
土砂流出防備保安林 保健保安林 砂防指定地 鳥獣保護区特別保護地区 国立公園第二種特別地域		119、140 ~ 141	1,178.39	
土砂流出防備保安林 保健保安林 鳥獣保護区特別保護地区 特別史跡名勝天然記念物 国立公園特別保護地区		121 ~ 122	1,417.87	

単位 面積：ha

種 類	森 林 の 所 在		面 積	施 業 方 法
	市町村	区 域 (林 班)		
土砂流出防備保安林 保健保安林 鳥獣保護区特別保護地区 特別史跡名勝天然記念物 国立公園第二種特別地域	立山町	121 ~ 122	526.82	別 表 参 照
土砂流出防備保安林 保健保安林 砂防指定地 鳥獣保護区特別保護地区 史跡名勝天然記念物 国立公園特別保護地区		137	67.28	
砂防指定地 国立公園第二種特別地域		137	0.64	
水源かん養保安林 土砂流出防備保安林	入善町	舟見生産森林組合官造 1	22.18	
水源かん養保安林 県立自然公園第三種特別地域	朝日町	6	391.32	
土砂流出防備保安林		1 ~ 5、 山崎生産森林組合官造 1	2,325.02	
土砂流出防備保安林 国立公園第一種特別地域		19、22	524.79	
土砂流出防備保安林 県立自然公園第一種特別地域		11、13 ~ 18	3,975.94	
土砂流出防備保安林 県立自然公園第三種特別地域		6 ~ 7、12	2,110.36	
土砂流出防備保安林 特別史跡名勝天然記念物 国立公園特別保護地区		16 ~ 17、20 ~ 21	1,491.68	
土砂流出防備保安林 特別史跡名勝天然記念物 国立公園第一種特別地域		15 ~ 20、22	1,757.11	

注 1 面積は、集計上の都合により森林外等を含む。

(別表1) 保安林の森林施業

種 類	伐採種	施 業 の 方 法	備 考
水源か ん養保 安林	禁伐	<p>主伐に係る伐採を禁止する。</p> <p>また、間伐も原則として禁止するが、その森林が植栽されたものであり、保育のために間伐をしなければ当該保安林の目的が達成できないと認められるものであって、指定施業要件で間伐ができることが定められているものについては、樹冠疎密度が10分の8以上の箇所においてできるものとする。間伐することができる立木材積は、伐採種「皆伐」の項を準用する。</p>	詳細については、保安林指定の際に定める箇所別の指定施業要件による。
	択伐	<p>主伐は択伐による。主伐として伐採できる立木は、標準伐期齢（市町村森林整備計画で定める標準伐期齢、以下同じ）以上のものとし、その限度は、当該年度の初日におけるその森林の立木材積の10分の3以内とする。</p> <p>ただし、伐採跡地につき植栽によらなければ的確な更新が困難と認められる森林（植栽指定の箇所）については、立木材積の10分の4以内とする。また、将来択伐することができるような林型に誘導しようとする場合の間伐であって、指定施業要件で定められている場合には、樹冠疎密度が10分の8以上の箇所において間伐できるものとする。間伐することができる立木の材積は、伐採種「皆伐」の項を準用する。</p>	
	皆伐	<p>主伐に係る伐採種を定めない。主伐として伐採できる立木は、標準伐期齢以上のものとし、毎年度伐採できる1箇所当たりの皆伐面積の限度は、20ヘクタールの範囲内で指定施業要件に定められた面積とする。</p> <p>間伐は、樹冠疎密度が10分の8以上の箇所において間伐できるものとする。</p> <p>間伐することができる立木の材積は、原則として、当該伐採年度の初日におけるその森林の立木の材積の10分の3.5を越えず、かつ、その伐採によりその森林に係る樹冠疎密度が10分の8を下回ったとしても、当該伐採年度の翌伐採年度の初日から起算しておおむね5年後において、その森林の当該樹冠疎密度が10分の8以上に回復することが確実であると認められる範囲の材積とする。</p> <p>植栽については、人工造林に係る森林及び具体的な植栽計画をたてている森林について、伐採が終了した日を含む伐採年度の翌年度の初日から起算して2年以内に、指定施業要件を定める者が指定する樹種の満1年以上の苗及び本数を均等に分布するように植栽するものとする。</p>	

種 類	伐採種	施 業 の 方 法	備 考
土砂流出防備保安林	禁伐	水源かん養保安林の伐採種「禁伐」の項を準用する。	詳細については、保安林指定の際に定める箇所別の指定施業要件による。
	択伐	水源かん養保安林の伐採種「択伐」の項を準用する。	
	皆伐	水源かん養保安林の伐採種「皆伐」の項を準用する。ただし、「毎年度伐採できる1箇所当たりの皆伐面積の限度は、20ヘクタール」を「毎年度伐採できる1箇所当たりの皆伐面積の限度は、10ヘクタール」に読み替えるものとする。	
土砂崩壊防備保安林	禁伐	水源かん養保安林の伐採種「禁伐」の項を準用する。	
	択伐	水源かん養保安林の伐採種「択伐」の項を準用する。	
干害防備保安林	禁伐	水源かん養保安林の伐採種「禁伐」の項を準用する。	
	択伐	水源かん養保安林の伐採種「択伐」の項を準用する。	
	皆伐	水源かん養保安林の伐採種「皆伐」の項を準用する。ただし、「毎年度伐採できる1箇所当たりの皆伐面積の限度は、20ヘクタール」を「毎年度伐採できる1箇所当たりの皆伐面積の限度は、10ヘクタール」に読み替えるものとする。	
保健保安林	禁伐	水源かん養保安林の伐採種「禁伐」の項を準用する。	
	択伐	水源かん養保安林の伐採種「択伐」の項を準用する。	
	皆伐	水源かん養保安林の伐採種「皆伐」の項を準用する。ただし、「毎年度伐採できる1箇所当たりの皆伐面積の限度は、20ヘクタール」を「毎年度伐採できる1箇所当たりの皆伐面積の限度は、10ヘクタール」に読み替えるものとする。	

(別表2) 国立公園、国定公園及び県立自然公園における特別地域の森林施業

区 分	施 業 の 方 法
特別保護地区	原則として、立木の伐採を禁止し、その他植物の採取も行わないこととする。
第一種特別地域	<p>1 第一種特別地域内の森林は禁伐とする。ただし、風致維持に支障のない場合に限り単木択伐法を行うことができる。</p> <p>2 単木択伐法は、次の規定により行う。</p> <p>(1) 伐期齢は標準伐期齢（市町村森林整備計画で定める標準伐期齢、以下同じ）に見合う年齢に10年以上を加えて決定する。</p> <p>(2) 択伐率は、現在蓄積の10%以内とする。</p>
第二種特別地域	<p>1 第二種特別地域の森林施業は、択伐法によるものとする。ただし、風致維持に支障のない場合に限り、皆伐法によることができる。</p> <p>2 国立公園計画に基づく車道、歩道、集団施設地区及び単独施設の周辺（造林地、要改良林分、薪炭林を除く。）は、原則として単木択伐法によるものとする。</p> <p>3 伐期齢は標準伐期齢に見合う年齢以上とする。</p> <p>4 択伐率は用材林においては、現在蓄積の30%以内とし、薪炭林においては、60%以内とする。</p> <p>5 伐採及び更新に際し、特に風致上必要と認める場合は、自然保護局長は、伐区、樹種、林型の変更を要望することができる。</p> <p>6 特に指定した風致樹については、保育及び保護につとめること。</p> <p>7 皆伐法による場合その伐区は次のとおりとする。</p> <p>(1) 1伐区の面積は2ヘクタール以内とする。ただし、疎密度3より多く保残木を残す場合又は車道、歩道、集団施設地区、単独施設等の主要公園利用地点から望見されない場合は、伐区面積を増大することができる。</p> <p>(2) 伐区は更新後5年以上を経過しなければ連続して設定することはできない。この場合においても、伐区はつとめて分散させなければならない。</p>
第三種特別地域	第三種特別地域内の森林は、全般的な風致の維持を考慮して施業を実施し、特に施業の制限を受けないものとする。

注 本表は、「自然公園区域内における森林の施業について」(昭和34年11月2日34林野指第6417号 林野庁長官通達)による。

(別表3) 鳥獣保護区特別保護地区の森林施業

1	伐採の方法を制限しなければ鳥獣の生息、繁殖または安全に支障があると認められるものについては、伐採種は択伐とし(その程度がとくに著しいと認められるものについては禁伐) その他の森林にあつては伐採種を定めない。
2	本計画の初年度以降5年間に当該計画にかかる特別保護地区内において皆伐できる面積の限度は、当該特別保護地区内の皆伐区域面積の標準伐期齢(市町村森林整備計画で定める標準伐期齢)に相当する数で除して得た面積の5倍とする。
3	保護施設を設けた樹木および鳥獣の保護繁殖上必要があると認められる特定の樹木は禁伐とする。

注 本表は、「鳥獣保護区内の森林施業について」(昭和39年1月17日38林野計第1043号 林野庁長官通達)による。

(別表4) その他制限林の森林施業

区分	施業の方法	備考
砂防指定地	<p>以下に掲げる行為をしようとするときは、あらかじめ県知事に協議するものとする。協議に係る行為について変更をしようとするときも、また同様とする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 施設又は工作物の新築、改築、増築、移転若しくは除却 2 竹木(枯損竹木及び被圧竹木を含む。)の伐採(間伐、択伐及び枝打ちを含む。)若しくは採取又はその滑下若しくは地引きによる運搬 3 開墾、たん水その他土地の原状を変更する行為 4 土石砂れきの採取若しくは鉱物の採掘又はこれらのたい積若しくは投棄 5 砂防設備の占用 6 樹根その他植物根株の採掘 7 芝草その他生産物の採取 8 牛馬その他の畜類の放牧又はけい留 9 火入れ又はたき火 	<p>詳細は、富山県砂防指定地管理規則による。</p>
特別母樹林	<p>禁伐とする。ただし、その指定目的を阻害するおそれがないもの(以下1~4)として、農林水産大臣の許可を受けた場合は、この限りではない。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 倒木または枯死木を伐採する場合 2 老齢で結実しなくなった樹木を伐採する場合 3 森林病虫害等が付着している樹木をそのまん延を防止するため伐採する場合 4 林齢及び成育状況からみて立木密度が高く、そのため結実量低下が顕著な林分について結実の増加を図る目的で優勢木以外の樹木を伐採する場合 	<p>詳細は、林業種苗法の施行について(昭和45年8月31日45林野造第887号 農林事務次官通達)による。</p>

(別表4) その他制限林の森林施業

区 分	施 業 の 方 法	備 考
特別史跡名勝 天然記念物及 び史跡名勝天 然記念物	禁伐とする。	詳細は、文化財 保護法等によ る。